情報館

【情報館】●特にことわりのないものは8月2日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせします

観光農園開園のごあんない

所沢の味覚を楽しみませんか。皆さんのご来園をお待ちしています。

■観光農園開園時期

• ブルーベリー狩り	6月下旬～8月上旬
• すもも狩り	7月中旬～8月上旬
• ぶどう狩り	8月上旬～9月下旬
• なし狩り	8月中旬～9月下旬
• 栗ひろい	9月上旬～9月下旬
• いもほり	9月中旬～10月下旬
• 柿狩り	10月上旬～11月下旬
• キウイ狩り	10月下旬～11月上旬
• イチゴ狩り	12月中旬～5月上旬

◎市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧いただけます。

◎観光農園のパンフレットは、市役所2階・商工労政課、各出張所・公民館にて配布しています。

問い合わせ 所沢市観光協会事務局（商工労政課内／☎2998-9155・FAX2991-1323）

高齢者実態調査を実施します

市では、平成18年度からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に向け、65歳以上の高齢者や介護している家族の方を対象とした郵送調査や市職員・在宅介護支援センター職員による訪問調査等を実施します。ご協力をお願いします。

◎調査結果については秘密を厳守し、調査目的の外には使用しません。

問い合わせ 高齢者いきがい課（☎2998-9120・FAX2998-1147）

交通事故が多発しています

市内では、昨年と比較して高齢者や自転車による交通事故が増加し、今年に入り、6月15日現在までに6人の方の尊い命が失われています。

夏場は暑さのため、気がゆるみがちな時期ですが、皆さん正しい交通ルールとマナーの実践に心がけ、交通事故を起こさないとともに、交通事故に遭わないよう注意しましょう。

問い合わせ 交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

都市計画に関する説明会のお知らせ

市では、所沢元町北地区第一種市街地再開発事業の変更を予定しています。変更案についてお知らせするため、都市計画法第16条第1項に基づく説明会を開催します。

とき 8月7日(土)／午後7時～40）

ところ 文化会館（宮本町1-2-40）

問い合わせ 中心市街地整備課（☎2998-9366・FAX2998-9163）

指定給水装置工事事業者の指定および指定の廃止

■次の事業者を指定しました

▼(有)櫻建設（狭山市南入曽560-17／☎2957-3951）

▼(有)中原設備（八王子市西寺方町462-24／☎0426-51-1240）

▼鈴木設備（日高市榆木(にれき)88-2／☎042-983-8611）

■次の事業者の指定を廃止しました

▼(有)瀬戸山設備（山口493）

問い合わせ 水道部給水課（☎2921-1082・FAX2921-1094）

家庭児童相談室をご利用ください

市では、子育ての悩みや問題を、ご両親と一緒に考え解決するために家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談・助言にあたっています。必要に応じてグループ活動への参加や専門機関へのご案内をします。

とき 土・日曜日、祝休日を除く午前8時30分～午後5時（随時）

◎電話等で相談日時の予約が必要な場合があります。

ところ 家庭児童相談室（市役所1階・こども家庭課内）

【相談内容】

●子どもの性格、くせ、しつけなどで困ったとき

●学校でのいじめ、不登校、幼稚園や保育園での心配ごと

●子どもをかわいいと思えない、子どもとの関係がうまく保てないなど、育児に悩みがあるとき

●お金の持ち出し、盗み、家出などの行動があるとき

●親子、兄弟など家族関係の心配があるとき

●いろいろな事情で子どもを育てられない、子どもを預けたい、誰かに助けて欲しいとき

●ことばや身体、知的な発達が遅れているなどの心配があるとき

申し込み・問い合わせ 家庭児童相談室（市役所1階・こども家庭課内／☎2998-9124・FAX2998-9035）

条例により資源物の持ち去りを禁止します

市では、家庭から出していただいている新聞等の資源物を貴重な財産として有効に活用していますが、最近、無理解な業者等により市の回収前に持ち去るケースが増えています。

その対策として、8月1日施行の条例で、集積所に出していただいた資源物（新聞、雑誌、段ボール、ビン、缶、ペットボトル等）の所有権が市にあることを明確にし、市または市の収集委託業者以外の方の回収を禁止することにしました。

■**市民の皆さんに一層のご協力を！**

市では、資源物の持ち去り行為を発見した場合は現場指導をします。持ち去り行為を発見した場合は、廃棄物対策課またはクリーンセンターに「持ち去り業者名、車の特徴・ナンバー」等の情報をお知らせください。ご協力をお願いします。

問い合わせ 廃棄物対策課（☎2998-9146・FAX2998-9394）、東部クリーンセンター収集事務所（☎2946-5353・FAX2945-7588）、西部クリーンセンター（☎2948-3141・FAX2947-3570）

中小企業経営者向け金融・経営無料よろず相談会のごあんない

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による、金融・経営全般にかかる相談会です。

とき 8月6日(金)、9月3日(金)（原則、毎月第1金曜日）／いずれも午後1時30分～4時30分

ところ 市役所2階203会議室

対象 中小企業経営者（個人・法人問わず）

◎直接会場へお越しください。

巨樹・巨木をお知らせください

「ところざわの巨樹・巨木」を認定します

市内には、地域のシンボルとなる巨樹・巨木や伝説に彩られた名木などが多数あります。これらの巨樹・巨木は、身近に感じる自然であり地域のシンボルとして、人々の生活面や心のよりどころになるなど、生活と自然を結びつけるかけがえのない存在となっています。

この「ところざわの巨樹・巨木」認定制度は、巨樹・巨木を公開し、地域のシンボルとしての存在価値を、近隣住民の皆さんに共有していただくとともに、所有者の方にも巨樹・巨木をより長く維持できるようにしていただくものです。

【認定基準】

①樹形が優れ、周囲の住環境を損なわない状態で管理されているもの

②高さが10m以上、地上1.2mにおける幹周りが3m以上であるもの

③巨樹・巨木は、市民に公開できるもの

【制度の概要】

①所有者等の申請により認定基準を満たしたときに市が認定します。

②市が巨樹・巨木に認定した旨の看板を設置し、市民に公開します。

③期間は5年間とします。

申請期間 8月2日(月)～31日(火)（土・日曜日を除く）

申請方法・問い合わせ 市役所7階・みどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）へ直接または電話申し込み

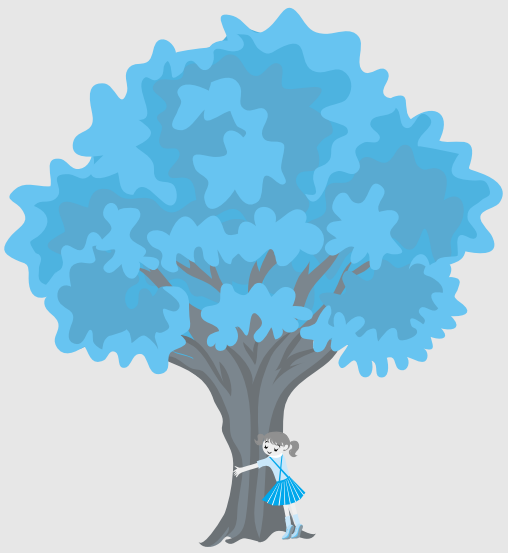

マンション管理専門相談のごあんない

埼玉県住宅供給公社入居・相談プラザでは、マンション管理に関する専門相談を行っています。

マンションで生活するうえでのトラブルから、管理組合の運営および建物・設備の維持管理の問題まで、お気軽にご相談ください。

とき 毎月第2日曜日、第4木曜日／いずれも午後1時～4時30分（予約制）

ところ 埼玉県住宅供給公社入居・相談プラザ（大宮駅コンコース内／さいたま市大宮区錦町630）

申し込み 同プラザ（☎048-658-3017）へ電話申し込み

受付時間は、12月29日～1月3日除く毎日午前9時～午後8時です。

問い合わせ 県住宅課（☎048-830-5562・FAX048-830-4888）

下水道排水設備指定工事店の指定、所在地等変更および指定の廃止

■次の工事店を6月1日付けで指定しました

▼(有)武田設備工業所沢営業所（荒幡596-1／☎2923-4743／代表者・武田泉水）

▼(有)櫻建設（狭山市南入曽560-17／☎2957-3951／代表者・西野昭一）

■下水道排水設備指定工事店の所在地等の変更（変更後）

▼(株)忠光設備工業（入間市宮寺3145-1／☎2934-5337）

▼(株)アイダ設計（さいたま市大宮区桜木町1-10-17／☎048-650-0978）

■次の工事店は6月8日付けで指定工事店としての事業を廃止しました

▼(有)瀬戸山設備（山口493）

問い合わせ 下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）